

議第163号 呉市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

本市が管理する道路等の占用料の額について、国道の占用料の額の改定に準じた改定を行うとともに、新たな占用許可物件に係る占用料の額を定めるものです。

2 改正の内容

(1) 国道の占用料の額の改定に準ずる道路占用料等の額の改定

近年の地価水準の変動を反映させるために行われた道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」といいます。）の一部改正（令和4年政令第378号による改正）による国道の占用料の額の改定に準じ、本市が管理する道路の占用料の額を改定します。

また、これに伴い、道路占用料の額に準じて定めている普通河川、準用河川等の占用料の額についても、同様に改定します。

(2) 道路管理者以外の者が設置する自動運行補助施設の占用料の設定

道路法（昭和27年法律第180号）の一部改正（令和2年法律第31号による改正）により、道路管理者以外の者が設置する自動運行補助施設が道路の占用許可物件として追加されました。

これに伴い、政令の一部改正（令和2年政令第329号による改正）により当該自動運行補助施設に係る占用料の額が定められたため、本市が管理する道路の占用料についても、当該区分を設け、占用料の額を定めます。

【自動運行補助施設】

自動運行装置を備えている自動車の自動的な運行を補助するための電磁誘導線や磁気マーカ一等の施設

3 施行期日

令和6年4月1日